

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年7月17日受付分)

名称

特定非営利活動法人フォーワンスペース

縦覧期間

令和8年7月17日(金)から
令和8年7月31日(金)まで

特定非営利活動法人 フォーワンズスペース 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フォーワンズスペースという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県川西市清和台東2丁目1番地の16 204に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、聴覚や視覚に障がいをもつ者及び心身の機能低下によりそれに準ずる者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者及び高齢者等の福祉の増進とすべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

(2) 障害者総合支援法に基づく移動支援事業

(3) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

(4) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

(5) 生活支援事業

(6) 障害者総合支援法に基づく計画相談支援事業

(7) 集い場サロン事業

(8) 高齢者、障害者福祉等についての学習、広報、啓発事業

(9) 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修及び同行援護従業者養成研修に関する講座の企画、運営及び実施

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上7人以内

(2) 監事1人又は2人

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 事業局の組織及び運営
- (3) 理事の職務
- (4) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全理事の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項ただし書きの場合を除き同項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品及び助成金
- (3) 会費
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産

は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	西岡平
副代表理事	西岡悦子
理 事	古城廣幸
理 事	樋口良治
理 事	丸谷博章
理 事	荻野雅代
監 事	大原孝夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費

個人	3,000 円
団体	5,000 円

(2) 賛助会員 年会費

個人	1,000 円 (一口)
団体	3,000 円 (一口)

令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

事業計画書

特定非営利活動法人フォーワンスペース

1 基本方針

本年度は、前年度に明らかとなった課題の解決および改善案の実施に努める。また、本年度より新たな定款事業を盛り込む形となる。前年度の振り返りから浮き彫りになった課題に対し、迅速かつ着実な改善策を講じる。特に、視覚障がい者および聴覚障がい者への合理的配慮を踏まえた支援体制の充実は、一朝一夕に成るものではなく、本年度から強力に推進すべき最重要課題である。

2 事業の実施に関する事項

第5条(1)(2)(3)(4)

継続して実施する。実施にあたっては、コンプライアンスの遵守とサービス満足度の向上を必須項目とし、利用者が安心してサービスを利用できる体制づくりに取り組む。

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	収益見込み 額(千円)
(1)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護・同行 援護	通年	西宮市と その近隣 都市	19名	121名	24,800
(2)障害者総合支援法に基づく移動支援事業	移動支援	通年	西宮市と その近隣 都市	19名	84名	3,300
(3)介護保険法に基づく居宅サービス事業	移動支援	通年	西宮市と その近隣 都市	19名	84名	5,200
(4)介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	総合事業	通年	西宮市と その近隣 都市	19名	4名	1,700

第5条(5)

生活支援事業については、地域におけるニーズを継続的に把握し、必要とされるサービスの実施を検討する。前年度は、スマホの使い方相談や地域での困りごと相談を行った。ニーズに合わせて、その都度事業を組み立てていく。また、本事業で収益を上げることが困難なことから、NPOの会費や寄付等につながるよう実施していく。

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	収益見込み 額(千円)
(5)生活支援 事業	買い物代行や通 院付き添い等ま たは生活に対す る相談	通年	西宮市と その近隣 都市	5名	60名	0

第5条(6)

計画相談支援事業については、現在、必要な人員体制が整っていないため、本年度も中止継続予定である。今後、人員体制や事業実施の見通しが立った段階で、再開の可否について改めて検討する。

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	収益見込み 額(千円)
(6)障害者総 合支援法に基 づく計画相談 支援事業	計画相談	事業中止				0

第5条(7)

サロン事業については、前年度から一部のボランティアに役割や負担が集中している状況が課題として確認された。前年度中に関係者間で話し合いを行っており、本年度は、特定の個人に過度な負担がかからない運営体制の構築を目指す。

具体的には、どのスタッフが参加しても、一定水準の内容で無理なく継続できるよう、運営方法や役割分担を整理する。平均的かつ安定的に継続できるサロン運営を目標とする。

聴覚障がい者向けサロン「花言葉」については、聴覚障がいのある方々と丁寧に話し合い、実施可能な内容があれば、2か月に1回または3か月に1回程度など、無理のない範囲で再開を検討する。

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	収益見込み 額(千円)
(7) 集い場サ ロン事業	地域住民または 聴覚・視覚が不 自由な物に対し ての除法共有の 場の提供	通年	西宮市	5名	60名	220

第5条(8)

高齢者・障がい者福祉等に関する学習・啓発事業については、聴覚障がい者のコミュニケーション支援をテーマとして、筆談ボードの普及活動を実施する。

地域の店舗やサービス事業所等に対して筆談ボードを配布し、聴覚障がいに対する理解促進を図る。

現在、耳マークを設置している事業所であっても、実際には要約筆記や筆談による対応が十分に行われていない場合がある。耳マークは、聴覚障がいのある方に対して必要なコミュニケーション配慮を行う意思を示すものであり、設置する以上は、筆談等の具体的な対応が求められる。

本年度は、耳マークの意味、筆談対応の必要性、筆談の方法について周知するとともに、実際に筆談を行う手段としてホワイトボード等を提供し、地域での実践につなげていく。事業所から地域に発信していくスタイルに重点を置く。

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	収益見込み 額(千円)
(8) 高齢者、 障害者福祉等 についての学 習、広報、啓 発事業	地域に対して、 視覚や聴覚の障 がいについての 理解を求める啓 発	通年	西宮市	5名	60名	0

第5条(9)

本年度より新設事業として、介護職員等の育成研修事業を実施する。

本事業は、視覚障がい者および聴覚障がい者への理解を持ち、合理的配慮を踏まえた支援ができるヘルパーを養成することを目的とする。

具体的には、介護職員初任者研修に相当する内容や、視覚障がい者への外出支援に必要な同行援護従業者養成研修等の実施を検討する。単に資格取得を目的とするだけでなく、各障がいの特性や合理的配慮について学ぶ機会を設けることで、現場で適切に対応できる支援者の育成を目指す。

これにより、視覚障がい者および聴覚障がい者に配慮したヘルパーの絶対数を増やし、地域における支援体制の充実に寄与する。

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	収益見込み 額(千円)
(9) 介護職員 初任者研修、 介護福祉士実 務者研修及び 同行援護従業 者養成研修に 関する講座の 企画、運営及 び実施	介護ヘルパーや 同行援護従業者 を養成するため の資格講座	年4回	西宮市	4名	20名	900

総括

本年度は、既存事業の継続と改善を基本としながら、視覚障がい者および聴覚障がい者に対する合理的配慮を地域に広げる取り組みを進める。

特に、支援者の質と量の確保、サロン事業の安定運営、筆談ボードの普及、生活支援二一ツの把握を重点的に行い、誰もが安心して地域で暮らせる支援体制の構築を目指す。

令和9年度(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

事業計画書

特定非営利活動法人フォーワンスペース

1 基本方針

本年度は、前年度に実施した事業の成果と課題を整理し、既存事業の安定的な継続と改善に努める。特に、視覚障がい者および聴覚障がい者への合理的配慮を踏まえた支援体制の充実を引き続き重要課題とし、地域の中で必要とされる支援を把握しながら、無理のない形で事業を継続・発展させていく。また、令和8年度より新たに盛り込んだ定款事業については、実施状況や課題を確認しながら、必要に応じて内容や運営方法を見直し、法人の目的に沿った形で具体化を進める。

2 事業の実施に関する事項

第5条(1)(2)(3)(4)

前年度に引き続き、継続して実施する。実施にあたっては、コンプライアンスの遵守とサービス満足度の向上を必須項目とし、利用者が安心してサービスを利用できる体制づくりに取り組む。また、利用者、家族、関係機関からの意見を踏まえ、必要に応じて支援内容や運営方法の改善を行う。

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	収益見込み 額(千円)
(1)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護・同行 援護	通年	西宮市と その近隣 都市	22名	135名	26,200
(2)障害者総合支援法に基づく移動支援事業	移動支援	通年	西宮市と その近隣 都市	22名	95名	3,500
(3)介護保険法に基づく居宅サービス事業	移動支援	通年	西宮市と その近隣 都市	22名	95名	5,400
(4)介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	総合事業	通年	西宮市と その近隣 都市	22名	7名	1,900

第5条(5)

生活支援事業については、地域におけるニーズを継続的に把握し、必要とされるサービスの実施を検討する。

前年度までに実施したスマホの使い方相談や地域での困りごと相談等を踏まえ、本年度も、視覚障がい者および聴覚障がい者の生活上の困りごとに対応できるよう、柔軟に事業を組み立てていく。

また、本事業は収益を上げることが難しい面があるため、活動の意義や必要性を丁寧に発信し、NPOの会費や寄付等につながるように取り組む。

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	収益見込み 額(千円)
(5)生活支援 事業	買い物代行や通 院付き添い等ま たは生活に対す る相談	通年	西宮市と その近隣 都市	5名	60名	0

第5条(6)

計画相談支援事業については、現在、必要な人員体制が整っていないため、本年度も休止を継続する予定である。

ただし、今後の人員確保の状況、地域ニーズ、法人全体の運営体制を踏まえ、再開の可能性については引き続き検討する。

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	収益見込み 額(千円)
(6)障害者総 合支援法に基 づく計画相談 支援事業	計画相談	事業中止				0

第5条(7)

サロン事業については、前年度までに課題となっていた、特定のボランティアやスタッフへの負担集中を防ぐため、運営方法や役割分担の整理を継続する。

具体的には、どのスタッフが参加しても一定水準の内容で実施できるよう、準備物、進行方法、役割分担を分かりやすく整理し、無理のない形で継続できる体制づくりを進める。聴覚障がい者向けサロン「花言葉」については、聴覚障がいのある方々と丁寧に話し合いながら、実施可能な内容や頻度を検討する。必要に応じて、2か月に1回または3か月に1回程度など、無理のない範囲で継続または再開を図る。

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	収益見込み 額(千円)
(7) 集い場サ ロン事業	地域住民または 聴覚・視覚が不 自由な物に対し ての除法共有の 場の提供	通年	西宮市	6名	72名	240

第5条(8)

高齢者・障がい者福祉等に関する学習・啓発事業については、前年度に引き続き、聴覚障がい者のコミュニケーション支援をテーマとして、筆談ボードの普及活動を実施する。

地域の店舗やサービス事業所等に対して、耳マークの意味、筆談対応の必要性、筆談の方法について周知し、聴覚障がいに対する理解促進を図る。

また、筆談ボードやホワイトボード等を活用し、実際に筆談対応が行われる環境づくりを進める。単なる啓発にとどまらず、地域の店舗や事業所が具体的な行動につなげられるよう支援する。

本年度も、事業所から地域に発信していくスタイルを継続し、聴覚障がい者が安心して地域で生活できる環境づくりに取り組む。

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	収益見込み 額(千円)
(8) 高齢者、 障害者福祉等 についての学 習、広報、啓 発事業	地域に対して、 視覚や聴覚の障 がいについての 理解を求める啓 発	通年	西宮市	6名	72名	0

第5条(9)

介護職員等の育成研修事業については、前年度に検討または実施した内容を踏まえ、引き続き事業の具体化および充実を図る。

本事業は、視覚障がい者および聴覚障がい者への理解を持ち、合理的配慮を踏まえた支援ができるヘルパーを養成することを目的とする。

具体的には、介護職員初任者研修に相当する内容や、同行援護従業者養成研修等の実施について、関係機関との連携や実施体制の整備を進める。

また、資格取得だけを目的とするのではなく、各障がいの特性、コミュニケーション方法、合理的配慮の考え方を学ぶ機会を設け、現場で実践できる支援者の育成を目指す。

これにより、視覚障がい者および聴覚障がい者に配慮したヘルパーの質と量の確保に努め、地域における支援体制の充実に寄与する。

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	収益見込み 額(千円)
(9) 介護職員 初任者研修、 介護福祉士実 務者研修及び 同行援護従業 者養成研修に 関する講座の 企画、運営及 び実施	介護ヘルパーや 同行援護従業者 を養成するた めの資格講座	年5回	西宮市	4名	25名	1,000

3 総括

本年度は、令和8年度に取り組んだ事業の成果と課題を踏まえ、既存事業および新設事業の定着と改善を進める年度とする。

特に、支援者の質と量の確保、サロン事業の安定運営、筆談ボードの普及、生活支援ニーズの把握を継続的に行い、視覚障がい者および聴覚障がい者が安心して地域で暮らせる支援体制の構築を目指す。

また、法人の活動を地域に広く発信し、会員、寄付者、協力者の理解と参加を得ながら、持続可能な運営体制の確立に努める。

活動予算書

令和 8年 4月 1日

～

令和 9年 3月 31日

まで

(単位:円)

金 額			
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	30,000	90,000	
2. 受取助成金等	0		
受取助成金		0	
3. 事業収益			
障害福祉サービス事業(同行援助)	19,800,000		
障害福祉サービス事業(居宅介護)	5,000,000		
障害福祉サービス事業(移動支援)	3,300,000		
介護保険サービス事業(訪問介護)	5,200,000		
介護保険サービス事業(総合事業)	1,700,000		
生活支援事業	0		
福祉啓発等事業	0		
集い場サロン事業	220,000		
実務者研修及び同行援護従業者養成研修	900,000		
受託事業収益	0	36,120,000	
4. その他収益			
受取利息	4,099		
貸倒引当金戻入額	32,000		
雑収益	60,000	96,099	
経常収益計			36,306,099
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	19,500,000		
賞与	2,500,000		
法定福利費	2,500,000		
福利厚生費	350,000		
人件費計	24,850,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	80,000		
消耗品費	100,000		
旅費交通費	450,000		
図書研修費	20,000		
ほほえみ活動費	250,000		
支払報酬料	20,000		
その他経費計	920,000	25,770,000	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	3,600,000		
人件費計	3,600,000		
(2) その他経費			
通信費	650,000		
交際費	140,000		
会議費	400,000		
修繕費	65,000		
水道光熱費	135,000		
諸会費	30,000		
減価償却費	500,000		
リース料	1,400,000		
保険料	650,000		
租税公課	70,000		
支払手数料	700,000		
地代家賃	1,244,400		
支払報酬料	850,000		
貸倒引当金繰入額	30,000		
雑費	90,000		
その他経費計	6,954,400		
管理費計		10,554,400	
経常費用計			36,324,400
税引前当期正味財産増減額			△ 18,301
法人税、住民税及び事業税			82,000
当期正味財産増減額			△ 100,301
前期繰越正味財産額			841,446
次期繰越正味財産額			741,145

法人名: 特定非営利活動法人 フォーワンズスペース

活動予算書

令和 9年 4月 1日

～

令和 10年 3月 31日

まで

(単位:円)

		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	66,000	99,000	
賛助会員受取会費	33,000		
2. 受取助成金等			
受取助成金			0
3. 事業収益			
障害福祉サービス事業(同行援助)	21,000,000	38,240,000	
障害福祉サービス事業(居宅介護)	5,200,000		
障害福祉サービス事業(移動支援)	3,500,000		
介護保険サービス事業(訪問介護)	5,400,000		
介護保険サービス事業(総合事業)	1,900,000		
生活支援事業	0		
福祉啓発等事業	0		
集い場サロン事業	240,000		
実務者研修及び同行援護従業者養成研修	1,000,000		
受託事業収益	0		
4. その他収益			
受取利息	4,099	96,099	
貸倒引当金戻入額	32,000		
雑収益	60,000		
経常収益計			38,435,099
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	21,000,000	27,910,000	
賞与	2,900,000		
法定福利費	2,700,000		
福利厚生費	390,000		
人件費計	26,990,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	80,000		
消耗品費	100,000		
旅費交通費	450,000		
図書研修費	20,000		
ほほえみ活動費	250,000		
支払報酬料	20,000		
その他経費計	920,000		
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	3,600,000	10,554,400	
人件費計	3,600,000		
(2) その他経費			
通信費	650,000		
文庫費	140,000		
会議費	400,000		
修繕費	65,000		
水道光熱費	135,000		
諸会費	30,000		
減価償却費	500,000		
リース料	1,400,000		
保険料	650,000		
租税公課	70,000		
支払手数料	700,000		
地代家賃	1,244,400		
支払報酬料	850,000		
貸倒引当金繰入額	30,000		
雑費	90,000		
その他経費計	6,954,400		
管理費計			
経常費用計			38,464,400
税引前当期正味財産増減額			△ 29,301
法人税、住民税及び事業税			82,000
当期正味財産増減額			△ 111,301
前期繰越正味財産額			741,145
次期繰越正味財産額			629,844